

別添8 和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- 1 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会
- 2 食肉の加工又は販売を行う事業者を直接又は間接の構成員とし、かつ、定款において定める組合の地区が2以上の都道府県にわたる中小企業等協同組合
- 3 食肉の加工若しくは販売を行う事業者を直接若しくは間接の構成員とする一般社団法人又は食肉の加工若しくは販売を行う事業者の役員若しくは従業員を理事若しくは評議員とする一般財団法人

第2 定義

1 和牛

黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の4品種並びにそれらの品種間の交雑種

2 和牛肉

和牛に由来する肉

3 個体識別番号

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号

4 食肉事業者

消費者に和牛肉及びその加工品等を直接提供する食肉卸売業者及び食肉小売業者等

5 食肉専門店

食肉事業者のうち、主として国産食肉の小売を業とする食肉小売業者（食品安全法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第3号に規定する食肉販売業が可能な許可を受けた者に限る。）が経営する店

6 和牛肉関連イベント

事業実施主体が行う和牛肉の消費拡大及び理解醸成に関連する催物並びに第4の3の（2）で定める事業参加者が、和牛の生産者又は和牛肉を原材料とする食肉製品製造業者その他の和牛肉に係る食肉事業者等と連携して行う和牛肉の消費拡大及び理解醸成に関連する催物

7 体験交流イベント

事業実施主体及び第4の3の（2）で定める事業参加者（以下「事業実施主体等」という。）が、和牛の生産者又は和牛肉を原材料とする食肉製品製

造業者その他の和牛肉に係る食肉事業者等と連携し、消費者が和牛及び和牛肉に関連する生産体験活動等に参加し、相互に交流する機会を設けることで、和牛肉に係る理解醸成を図る催物

8 小中高等学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等専門学校及び高等専修学校

第3 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる1から4までの取組のいずれか一以上の取組を自らが実施し、又は事業参加者が1から3までの取組（1の（2）の取組を除く。）のいずれか一以上の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援

事業実施主体等は、食肉専門店における和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成の実施

（2）事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成

2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援

事業実施主体等は、和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）和牛肉関連イベントの推進

ア 和牛肉関連イベントの開催

イ 和牛肉関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

（2）体験交流イベントの推進

ア 体験交流イベントの開催

イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施

3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援

事業実施主体等は、小中高等学校等における和牛肉の消費拡大及び理解醸成を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施

(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施

4 事業の推進指導

1から3までの事業の円滑な実施を図るための推進指導

第4 事業の実施

1 実施要領の作成

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成して、理事長の承認を受けるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して実施することができるものとする。

3 事業の要件

(1) 対象和牛肉

対象和牛肉は、個体識別番号が確認できるものであって、次のいずれかであるものとする。

ア 大分割4部位（「まえ」、「ともばら」、「ヒレ付きロイン」及び「もも」をいう。）

イ 小分割11部位（アを脱骨・整形し13の部位（「ネック」、「かた」、「かたロース」、「かたばら」、「ともばら」、「ヒレ」、「リブロース」、「サーロイン」、「うちもも」、「しんたま」、「らんいち」、「そともも」及び「すね」）に分割した肉のうち「ネック」及び「すね」を除く11の部位をいう。）

ウ イを更に分割した肉

(2) 事業参加者

食肉事業者であって、1で定める実施要領に基づき、実施計画書を作成し、事業実施主体へ提出する者とする。

(3) その他

ア 第3の1の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。

- (ア) 事業実施主体等は、第3の1の(1)に必ず取り組むものとし、和牛肉の試食提供及び理解醸成に一体的に取り組むこと。
- (イ) 事業実施主体等は、和牛肉を試食提供する際、試食提供した和牛肉の部位名を表示すること。
- (ウ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の部位及び重量並びに理解醸成の内容について、本要綱（別表を含む。）の要件を満たすことを確認すること。
- イ 第3の2の(1)の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。
- (ア) 事業実施主体等は、一体的に第3の2の(1)のア、イ及びウのいずれも取り組むこと。
- (イ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の部位名及び重量並びに理解醸成の内容について、本要綱（別表を含む。）の要件を満たすことを確認すること。また、試食提供した和牛肉について、納品書等の書類と現物が同一であることを確認すること。
- ウ 第3の2の(2)の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。
- (ア) 事業実施主体等は、一体的に第3の2の(2)のア、イ及びウのいずれも取り組むこと。
- (イ) 事業実施主体は、試食提供した和牛肉の部位名及び重量並びに理解醸成の内容について、本要綱（別表を含む。）の要件を満たすことを確認すること。また、試食提供した和牛肉について、納品書等の書類と現物が同一であることを確認すること。
- エ 第3の3の事業の実施に当たっては、次の要件を満たすこと。
- (ア) 事業実施主体等は、一体的に第3の3の(1)及び(2)のいずれも取り組むこと。
- (イ) 事業実施主体等は、試食提供した和牛肉の部位名及び重量並びに理解醸成の内容について、取組実績と相違ない旨を小中高等学校等に確認すること。

4 後援名義

事業実施主体等は、この事業によるイベント等の実施及び理解醸成を図るためのポスター、リーフレット等の広報資材の作成等に当たっては、原則として「和牛肉需要拡大緊急対策事業」の事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構」の後援名義を付すものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和7年度及び令和8年度とする。

6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 事業参加者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）に

「**おける環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について**」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第4の1の実施要領に定める補助金の交付申請時に、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、全ての事業参加者から当該環境負荷低減チェックシートを収集し、その一覧と自らの環境負荷低減チェックシートを併せて、第7の2の交付申請時、第7の3の変更承認申請時及び第8の実績報告時に理事長へ提出するものとする。一覧には、事業参加者の名称及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

第5 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 事業参加者は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第6 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3の事業を実施するのに要する経費につき、補助するものとする。

また、第3の3の（1）の事業の実施に当たっては、事業実施主体等は食物アレルギー等に係る小中高等学校等で教育を受ける者（以下「児童生徒等」という。）への対応について、最大限配慮することとし、和牛肉の試食提供対象者は児童生徒等及び事業に従事した学校教職員等に限るものとする。

第7 補助金交付の手続等

- 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、自らが実施する取組及び事業参加者が実施する取組を取りまとめの上、別紙様式第1号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実施計画承認申請書を

作成し、理事長の承認を得るものとする。

なお、次に掲げる変更をする場合も同様とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の増加を伴う事業費の増

2 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

5 事業実績の確認

事業実施主体は、事業参加者が実施した取組について、事業の要件に合致するなど、内容が適正であるか確認するものとする。

第8 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第5号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）

実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 事業実施主体は、理事長に対して第7の2の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。

2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第8に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第8に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの事業参加者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 事業実施主体は、この事業に係る経理については、他の経理と明確に区分するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、機構はその開示を求めることができるものとする。また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第11 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し立入調査し、又は報告を求めができるものとする。なお、事業実施主体は、正当な理由なくこれを拒んではならないものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援	(1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成に係る奨励金 (2) 事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成に要する経費	7万円/回 (ただし、1事業参加者当たり3回(1回当たり最大3日間連続)を上限とし、和牛肉の試食提供量は、1回当たり4kgを下限とする。) 定額
2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援	(1) 和牛肉関連イベントの推進 ア 和牛肉関連イベントの開催に要する経費のうち、和牛肉の試食提供及び理解醸成に要する経費 (会場費、運営費等) イ 和牛肉関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費 (イ) 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料及び消耗品費を含む。) ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組に要する経費	定額 (ただし、1イベント当たり1,000万円(以下の取組を行う場合にあっては、取組数に100万円を乗じて得た額に1,000万円を加えて得た額)を上限とする。 ①インバウンド(訪日外国人観光客等)需要対応のための多言語化 ②早期出荷牛肉の試食提供及び理解醸成 ③オレイン酸に着目した和牛肉の試食提供及び理解醸成) (ただし、和牛肉の試食提供量は1イベント当たり50kgを下限とし、300kgを上限とする。また、単価10,000円/kgを上限とする。)

	<p>(2) 体験交流イベントの推進</p> <p>ア 体験交流イベントの開催に要する経費のうち、和牛肉の試食提供及び理解醸成に要する経費 (バス借上料、施設利用料等)</p> <p>イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>(ア) 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費</p> <p>(イ) 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料及び消耗品費を含む。)</p> <p>ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組に要する経費</p>	定額 (ただし、1イベント当たり50万円を上限とする。)
3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援	<p>(1) 小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施</p> <p>ア 和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供に用いる原材料費</p> <p>イ 和牛肉の試食提供に要する経費 (機材等借料及び消耗品費を含む。)</p> <p>(2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施に要する経費 (講師謝金、機材等借料等)</p>	定額 (ただし、(2) を含め、1回当たり80万円を上限とする。また、1学校当たり3回を上限とする。)
4 事業の推進指導	1から3までの事業に係る事業実施主体による推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）
実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添8の第7の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

注：変更承認申請の場合は、「令和 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添8の第7の1の規定に基づき関係書類を添えて申請します。」とすること。

記

1 事業の目的

（変更承認申請の場合は、「変更の理由」として記載すること。）

2 事業の内容

別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実施計画書」のとおり

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注1：添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

注2：別紙の備考欄には、必要に応じて別添を用いるなどして、積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

注3：事業の一部を委託して実施する場合は、別紙の内容ごとにその委託費の額を（ ）書きで記載し、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙

和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実施計画書

1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援

(1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成

(単位：円)

都道府県	事業参加者数	総取組回数	販売促進奨励金	備考
合計				

注：総取組回数は都道府県ごとの延べ回数を記入し、販売促進奨励金は、1事業参加者当たり3回、210千円を上限とすること。

(2) 事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合計				

2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援

(1) 和牛肉関連イベントの推進

【イベント名】

実施者	
開催日時	
開催場所	
試食提供人数	
イベント内容 (連携先及び連携の内容)	
追加の取組 (取組む場合はチェックを付すこと)	<input type="checkbox"/> インバウンド需要対応のための多言語化 <input type="checkbox"/> 早期出荷牛肉の試食提供及び理解醸成 <input type="checkbox"/> オレイン酸に着目した和牛肉の試食提供及び理解醸成
事業外の取組の有無 (どちらかにチェックを付すこと)	<input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無

注：実績報告時は、実際に試食と理解醸成を図る取組を実施したことが分かる資料（写真等を含む）を添付すること。

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
ア 和牛肉関連イベントの開催 (会場費、運営費等)				
イ 和牛関連イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (ア) 原材料費 (イ) 機材等借料、消耗品費等				
ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施				
合計				

注：開催イベントごとに表を作成すること。

(2) 体験交流イベントの推進

【イベント名】

実施者	
開催日時	
開催場所	
参加人数	
イベント内容 (連携先及び連携の内容)	
事業外の取組の有無 (どちらかにチェックを付すこと)	<input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無

注：実績報告時は、実際に試食と理解醸成を図る取組を実施したことが分かる資料（写真等を含む）を添付すること。

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
ア 体験交流イベントの開催（会場費、運営費等）				
イ 体験交流イベントにおける和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (ア) 原材料費 (イ) 機材等借料、消耗品費等				
ウ 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る取組の実施				
合計				

注：開催イベントごとに表を作成すること。

3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援

【開催校名】

実施者			
開催日時			
開催場所			
参加人数			
取組内容 (授業等の内容)			
事業外の取組の有無 (どちらかにチェックを付すこと)	<input type="checkbox"/> 有 (内容：) <input type="checkbox"/> 無		

注：実績報告時は、実際に試食と理解醸成を図る取組を実施したことが分かる資料（写真等を含む）及び学校が発行する確認書を添付すること。

(単位：円)

回数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
1回目	(1)小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 ア 原材料費 イ 機材等借料、消耗品費等				
	(2)和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施				
	計				
2回目	(1)小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 ア 原材料費 イ 機材等借料、消耗品費等				
	(2)和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施				
	計				
3回目	(1)小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 ア 原材料費 イ 機材等借料、消耗品費等				
	(2)和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施				
	計				

注：開催校ごとに表を作成すること。

4 事業の推進指導

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
合計				

5 1から4までの計

(単位：円)

取組	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援 (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成 (2) 事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成				
2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援 (1) 和牛肉関連イベントの推進 (2) 体験交流イベントの推進				
3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援 (1) 小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施				
4 事業の推進指導				
合計				

別紙様式第2号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添8の第7の2の規定に基づき補助金 円を交付されたく、申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実施計画書」のとおり

注：様式は、別紙様式第1号別紙の「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実施計画書」に準じるものとする。

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機 構 補 助 金	そ の 他	
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援 (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成の実施				

(2) 事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成				
2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援 (1) 和牛肉関連イベントの推進 (2) 体験交流イベントの推進				
3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援 (1) 小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (2) 和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施				
4 事業の推進指導				
合 計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 添付書類

環境負荷低減チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第3号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）について、
下記の理由により変更したいので承認されたく、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別
添8の第7の3の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分
- 4 事業開始及び完了予定年月日
- 5 添付書類
環境負荷低減チェックシート（及びその一覧）

注1：別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び
経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を（ ）書き
きで記載すること。

注2：添付書類が既に提出している資料の内容から変更がない場合は、その旨を記載する
ことにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第4号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）補助金に
ついて、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく、和牛肉需要拡大緊急
対策事業実施要綱別添8の第7の4の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回 概算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金	事業費 出来高			
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援 (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供及び理解醸成の実施 (2) 事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成	円	円	円	円	%	円	円	

2 和牛肉関連イベ ント及び体験交流 イベントにおける 和牛肉消費拡大支 援 (1)和牛肉関連イベ ントの推進 (2)体験交流イベン トの推進							
3 小中高等学校等に おける和牛肉の理 解醸成支援 (1)小中高等学校等 における和牛肉の 消費拡大のための 和牛肉の試食提供 の実施 (2)和牛及び和牛肉 の生産、加工、栄養 等の特徴に関する 理解醸成を図る授 業等の実施							
4 事業の推進指導							
合 計							

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること

2 振込先

○○銀行 ○○支店 ○○預金 口座番号○○○○
口座名義○○○○

別紙様式第5号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった
令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）について、
下記のとおり実施したので、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添8の第8の規定に
基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）実績報告」
のとおり

注：様式は、別紙様式第1号別紙の「和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会
拡大緊急対策事業）実施計画書」に準じるものとする。

3 補助金に係る精算額

区分	交付決定		事業実績			既概算払受領額 ⑥	差引精算 払請求額 ⑦=④-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	その他 ⑤		
1 食肉専門店における和牛肉販売促進支援 (1) 食肉専門店における和牛肉の消費拡大のための和牛	円	円	円	円	円	円	円

肉の試食提供及び理解醸成の実施 (2)事業実施主体における和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る広報資材等の作成						
2 和牛肉関連イベント及び体験交流イベントにおける和牛肉消費拡大支援 (1)和牛肉関連イベントの推進 (2)体験交流イベントの推進						
3 小中高等学校等における和牛肉の理解醸成支援 (1)小中高等学校等における和牛肉の消費拡大のための和牛肉の試食提供の実施 (2)和牛及び和牛肉の生産、加工、栄養等の特徴に関する理解醸成を図る授業等の実施						
4 事業の推進指導						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 振込先

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇
口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

環境負荷低減チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第6号

令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度和牛肉需要拡大緊急対策事業（和牛肉喫食機会拡大緊急対策事業）補助金について、和牛肉需要拡大緊急対策事業実施要綱別添8の第9の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
(返還がある場合、記載すること。)

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇年〇月〇日付け〇農畜機第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料